



通学に際しての注意事項



通学手段に関して

- ① バイク通学は自粛してください！
- ② 歩行中やバス・電車内でのマナーに注意！
- ③ 自動車による通学は厳禁！
- ④ 自転車での通学にも気を付けて！

バイク通学を行う場合

① バイク通学を行う際の駐輪登録は必須！

大学周辺は、急勾配の坂道や急カーブが多くバイク通学には危険が伴う。
可能な限りバイク通学は避けること。
バイク通学を行う場合は、必ず**バイク駐輪登録を行ったうえで**通学すること。
手続きは所属学部の学生担当係または学生センターで行うこと。
駐輪登録シールのないバイクや学内指定場所以外に駐輪している場合、
当該車両を撤去することがある。

② 出入構時や交差点での事故に注意！

学生は「乗る自由」には「責任」が伴うことを十二分に自覚すること。
ひとたび事故を起こせば、学生自身と被害者、2つの命が危険にさらされることを自覚すること。
特に大学の**出入構時や交差点での事故**には十分に気を付けること。

公共交通機関でのマナーに注意

- ① 乗車待ちの列への割り込みはしないこと。
- ② バス・電車内で騒がないこと。
- ③ 歩きスマホで周りの人に迷惑を掛けないこと。



友人の並んでいる場所に割り込んでいくことは他の利用客には迷惑な行為。
利用者それぞれに予定や事情があり、学生を優遇する理由はない。
また、道路・駅構内等での歩きスマホも大変迷惑な行為であるため慎むこと。
成人として自己の権利のみを優先する行為が恥ずべきことと自覚し、
自分の行動は多くの人に見られているのだということを認識すること。

学内車両規制に関して

① 自動車の不正入構及び無断駐車は厳禁！

無断で自動車通学を行うことは厳禁。
他者の月極駐車場を無断占有する等の不正駐車事例も近年増えているが、
このような他者の利益を侵す愚かな行為は絶対に行わないこと。
バイク、自転車も入構ルートと走行可能区域は定められているため、
これを遵守し、他の学生に迷惑を掛けないこと。



自転車での通学に関する注意

- ① イヤホンをしての運転、ながら運転は厳禁！
- ② 定められた出入口から入構し、定められた場所に駐輪すること。
- ③ 自転車保険に必ず加入すること。
- ④ ヘルメットを着用すること。

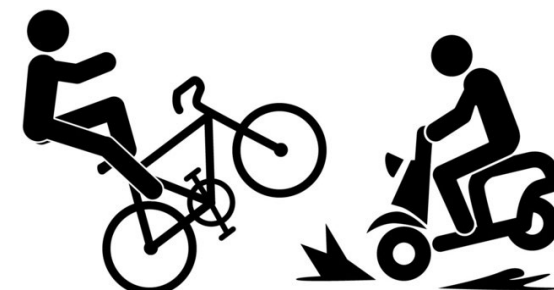
神戸大学生の交通事故発生件数について

神戸大学生の交通事故の直近5年間の件数は以下のとおりである。
これには自転車での自損事故は含まれていないが、
自損事故を含めるとさらに件数は多くなる。

交通事故発生件数（最近5年間）

総件数	68	学内	5	学外	63
年平均	14	学内	1	学外	13

(注) 学部等から学務部に報告のあった件数
但し、自転車での自損事故は除く
(注) 年平均の小数点以下は四捨五入





通学に際しての**注意事項**



バイクにまつわる大学周辺交通事情

① バイク通学を行う際の「乗る自由と責任」

バイク通学を行う場合、「乗る自由」がある一方で、「乗る責任」があることを忘れてはならない。

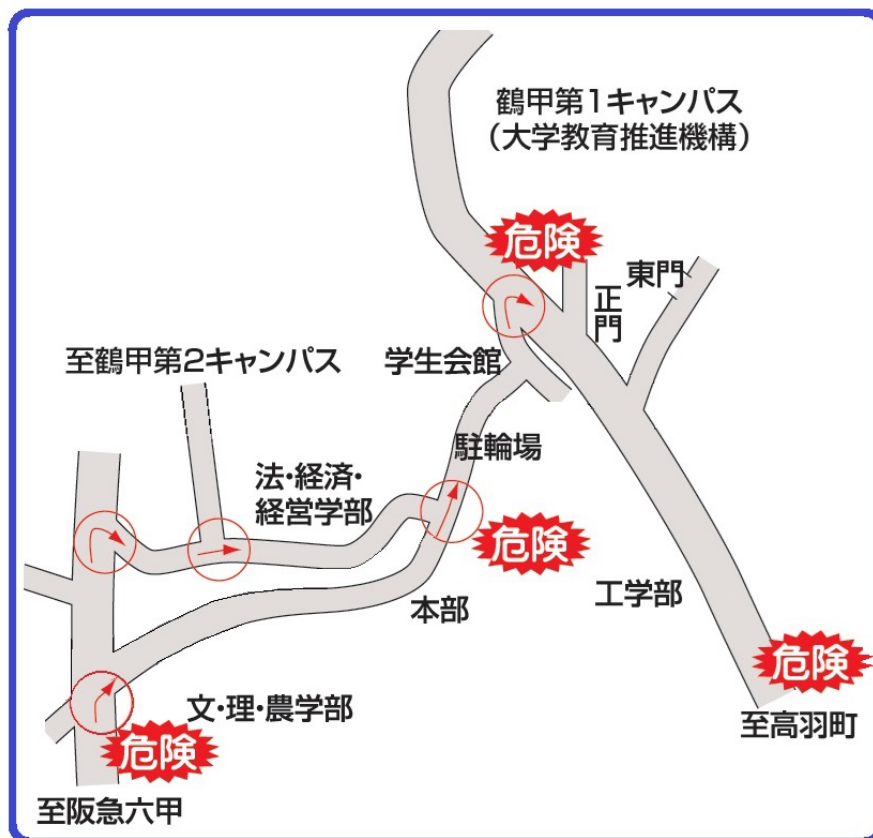
大学HPや学生生活案内の注意事項も熟読し、決して周りを巻き込まないよう、自身が命を失わないよう心がけること。

学生、社会人に関わらず、命にかかわる運転をした場合、決して取り返しのつかない、責任を取れない事態に発展することがあることを忘れてはならない。

② 大学周辺の危険箇所

大学周辺には、事故が起こりやすい箇所がいくつかある。

大学の出入構時、特に右折で公道に出る際には衝突事故に十分に気を付けること。また雨天時や冬場の凍結時は、スリップ事故にも十分気を付けること。



③ 鶴甲第一キャンパスへの入構は東門から！

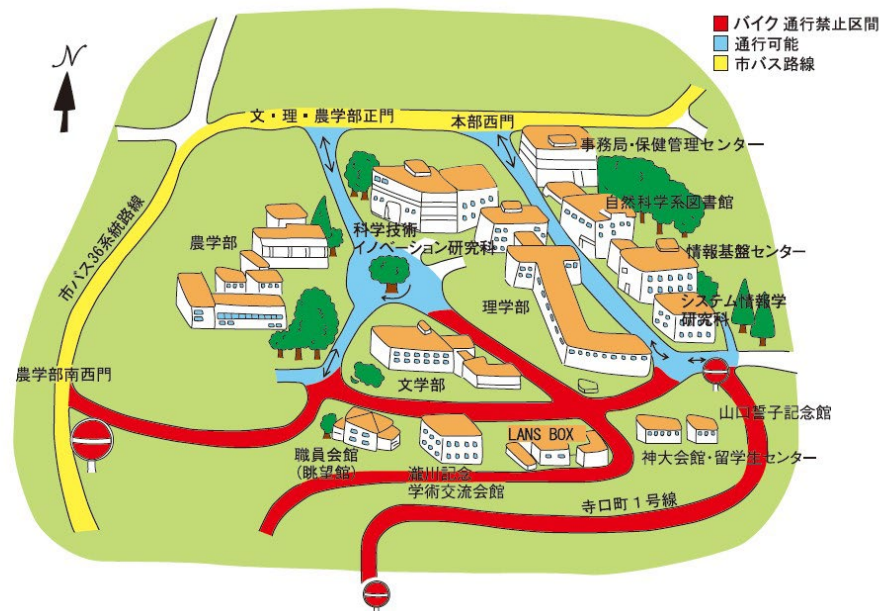
鶴甲第1キャンパスの駐輪場は東門から入構できるエリアにのみ設置されており、他の入口からの入構では侵入防止柵があるため、駐輪エリアに入ることができない。鶴甲第1キャンパスへバイク・自転車で入構する際は、必ず東門から入構すること。なお、鶴甲第1キャンパス内の自転車・バイクでの通行は禁止されている。互いの命を守るため、適正な入構・駐輪を心がけること。

④ 私道のバイクでの通り抜け厳禁！

寺口町私道（右図の赤色の道）は、住民から騒音、危険等の苦情があり、バイクでの通り抜けを禁止する。

寺口町1号線のバイクによる通行厳禁！

寺口町1号線（下図）は、周辺住民から強い要望、人身事故等の危険防止のため、バイクでの通行を禁止する。



⑤ 住宅街等を走る際の速度には気を付けて！

公道であっても住宅街付近を走る際の速度には十分気を付けること。頻繁に本学学生の運転について危険である旨の苦情があり、地域住民との関係悪化に繋がっている。

通学に関する注意

はじめに

交通事故の増加は近年著しく、神戸大学としても決して無縁とは言えなくなっています。本学の位置する灘区内だけでも、毎年多数の学生の交通事故が発生しています。学生が関与した事故が原因で、学業の継続に重大な支障のある怪我を負ったり、時には命を落としたりすることさえあります。交通事故の発生は、不可抗力による事故よりも、わずかな注意や気配りで防止できるものも多く、皆さんには日頃から以下のことに十分注意いただく必要があります。

バイク駐輪登録について

バイクによる通学は推奨されておりませんが、やむを得ずバイクで通学する学生に対しては安全意識の向上及び事故防止の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。通学中に交通事故に遭った場合、駐輪登録がないと大学が認めている通学手段と判断されず、保険請求手続きで不利になったり、放置車両と判断して撤去する可能性があります。

自転車使用と通学に関して

自転車は道路交通法上、自動車等と同じく「車両」です。その走行についてはルールを守って行うことが求められ、悪質な違反者やルールを無視して人身事故などを起こした場合には厳しく罰せられることになります。歩行者にとっては自転車も危険な存在であるということを、常に意識してください。自転車を運転するすべての人にヘルメット着用の努力義務がありますし、同乗する方にもヘルメットを着用させるように努めなければなりません。大学キャンパスにおいて誰もが安全で快適な生活ができるよう、また大学周辺の地域住民の皆さんの安全な生活を妨げないよう、自転車に乗る者は「車両」を運転しているのだという自覚を持って次のルールを遵守してください。

- ①スピードはつねに控えめに
- ②左側通行の厳守
- ③路上駐輪、長期放置、並行走行、走行中の携帯電話使用等、迷惑になる行為や危険な走行の禁止
- ④入・出構は所定の出入り口から
- ⑤キャンパス内の歩道は走行禁止
- ⑥所定の駐輪場を使用し、駐輪は整然と
- ⑦二重施錠や氏名・住所等を記したシール等を貼付するなど、各自で防犯に努める。
- ⑧地域住民に対し迷惑や危険を及ぼさない。

マイカー通学の禁止

本学では身体的な理由があり自動車を使用しなければ通学が困難な者、特別な理由により許可を受けた者以外のマイカー通学を禁止しています。許可なくマイカーで通学し、構内や周辺道路、周辺住民の月極駐車場に無断で不法駐車し、非常に問題になったケースもあります。

徒歩やバスで通学する場合のマナー

バイクの通学だけでなく、徒歩やバスで通学する場合にも、マナーに注意してください。バスや、電車内での携帯電話による通話、大声での会話は、まわりの方の迷惑となります。徒歩で通学する場合も、ゴミ・たばこのポイ捨て、道幅いっぱいに広がっての歩行など、他人や車の通行に支障をきたすような行為は、厳に謹んでください。

交通事故の届出

交通事故（加害・被害）に遭った場合は、学内外を問わず、直ちに所属学部・研究科の担当係に届け出てください。

交通事故による加害者の責任

交通事故の加害者になってしまった場合、加害者には多くの責任が伴います。特に皆さんがバイクに乗る場合は、次のような責任を負っていることを知っておいてください。

1. 刑事上の責任・・・懲役、禁錮刑等
2. 民事上の責任・・・損害賠償等
3. 行政上の責任・・・免許の取り消し、停止等

原付や自転車の二人乗り、歩道の走行、信号無視、酒気帯び運転などの道路交通法違反に相当する行為は全て加害者として、重大な事故を引き起こす原因になります。これらの違反により事故を起こした場合には、上記の法的責任が問われることになるほか、大学としても懲戒の対象とすることがあります。

バイク・自転車の保険

保険期間は切れていないか、然るべき保険に加入しているかを確認してください。なお、バイク保険には次のような種類があります。

自動車損害賠償責任保険：
いわゆる自賠責といわれる強制保険です。加入しないで運転すると1年以下の懲役または50万円以下の罰金、更に違反点数6点と免許停止（6か月以内）になります。必ず加入するようにしてください。250cc以下のバイクの場合、加入期間は1～5年で、単年又は複数年を選択できます。

任意自動車保険：
いわゆる任意保険です。補償内容等によって掛金は異なります。詳細については、神戸大学生生活協同組合ホームページから「大学生協保険サービス」の「バイク・自動車に関する保険」をご覧ください。

また、自転車については兵庫県では平成27年10月から**自転車損害賠償保険等（自転車保険）**への加入が義務化されています。自転車で通学する学生は必ず保険に加入してください。

バイクの廃棄・譲渡

不要となったバイクを駐車場等に放置することは絶対にしないでください。不法投棄行為に該当するだけでなく、車体に残っているガソリンが漏れるなどして、思わぬ事故につながる可能性もあります。知り合い等に譲渡する場合はご自身で必ず公的機関のホームページ等で確認し、届け出を行ってください。廃棄方法については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページ「二輪車リサイクルに紹介」をご参照ください。

最後に

本学のキャンパス周辺は、住宅街や小・中学校があり、多くの方が暮らしています。学生の通学路は、住民の方にとって大切な生活道路となっています。近隣の方から学生の路上駐輪、バイクでの歩道通行、2人乗りなど多数の苦情が寄せられています。いずれも一歩間違えば大事故に繋がりがかねません。一人の学生の行動が「神戸大学のイメージ」の崩壊につながることにもあります。神戸大学の学生として、一人の成人として、自覚をもって行動してください。